

平成 25 年 5 月 20 日
福祉部高齢社会対策課
福祉部介護保険課

第 5 期(平成 24～26 年度)
練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

(第 5 期計画書 p 39～45)

【第 5 期計画における目標】

要介護状態になっても、住み慣れた地域で一人ひとりに合ったサービス提供が 24 時間体制で受けられるように、地域の特性を活かした多様な介護保険施設、地域密着型サービス拠点が整備された状態を目指します。

【平成 24 年度当初の現状と課題】

練馬区高齢者基礎調査によると、今後、自身が介護を受ける事になった場合に希望する介護について、「自宅で介護保険のサービスを利用しながら暮らしたい」が 5 割弱を占めています。一方、「特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」という回答は 1 割程度にとどまっています。

また、施設等の入所を希望しない方の理由をみると、介護サービス利用の有無に関わらず、「できるかぎり自宅で過ごしたいから」という回答が 7 割程度と高い傾向を示しており、住み慣れた地域での暮らしを希望する方が多数であることがわかります。

一方、同調査のうち、特別養護老人ホーム入所待機者の意向をみると、「1 年以内またはすぐに特別養護老人ホームに入所したい」という回答が 4 割弱となっています。

特別養護老人ホームについては、区は第 4 期計画において、特別養護老人ホーム入所指針に定めた基準による指数が 11 ポイント以上の方について、早期に入所が必要と考えられる要介護者として、必要な施設の整備を進めてきました。

第 5 期計画においても引き続き、同様の方針に基づき整備を進めていく必要があります。同時に多くの高齢者の意向である、住み慣れた地域での暮らしを実現することが求められています。

特別養護老人ホーム入所待機者の多くは、在宅での介護サービス利用のほか、家族等による介護により支えられている場合が多くなっています。このような現状を踏まえつつ、入所指針における、長期間におよぶ家族介護の負担に対する評価方法についての検討が必要です。

介護老人保健施設については、特別養護老人ホーム入所待機中に、長期にわたり介護老人保健施設に入所している方がいる現状を踏まえ、本来の役割である、急性期、回復期を

経て在宅へ復帰するための中間施設としての機能も十分に果たせるよう支援する必要があります。

短期入所生活介護施設（ショートステイ）については、利用者にとってより良いサービスにするための取り組みが必要であると同時に、介護する家族の負担を軽減する役割の重要性が高まっています。必要な施設数を効率的に整備するため、特別養護老人ホームとの併設による整備を進めていく必要があります。

地域密着型サービスについては、平成 18 年度（2006 年度）の創設以来、第 3・4 期計画を通じ、日常生活圏域（以下、「圏域」という。）およびサービス種別ごとに事業所整備目標数を定め、公募による整備を促進してきました。これまで、一定程度の整備はなされたものの、サービス種別によっては整備目標数に到達していません。

第 5 期計画においても引き続き、圏域間の地域バランスを考慮しながら、サービス利用見込み量に基づく必要な整備目標数に到達するよう、整備促進を図る必要があります。

また、介護保険法等の改正により新たに導入された、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及促進のためには、圏域内での利用者の確実な確保が図れるよう支援する必要があります。このため、上記の法改正にあわせて導入された、東京都が訪問介護等の居宅サービス事業者を指定する際の、区との協議制の活用を検討する必要があります。

【施策の方向性と主な取り組み事業】

1 介護保険施設等の整備

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所指針における基準において、早期に入所が必要と考えられる指数 11 ポイント以上の方に対応した施設の整備を進めていきます。整備目標数については、入所待機者のうち、指数 11 ポイント以上の方の状況を踏まえ、上位計画である練馬区長期計画に示した目標値の見直しを含めた検討を行います。

《主な取り組み事業》

事業 8 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備 【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
定員 1,362 人（20 施設）	新規 227 人（2 施設） 定員 1,589 人（22 施設） 整備予定 25 年度 135 人（3 施設） 26 年度 190 人（3 施設）	定員 2,062 人 新規整備 700 人分 / 26 年度

他に、区外施設として、定員 30 人（1 施設）がある。

(2) 介護老人保健施設

第 4 期計画開始当初は平成 23 年度末を期限として、介護療養型医療施設の廃止が予定されており、それまでの間に介護老人保健施設等への転換が見込まれていました。ところが、第 4 期計画期間中に、制度廃止に伴う他施設への転換が、第 6 期計画期間の終期である平成 29 年度末まで延長されました。このため、第 5 期計画期間においても引き続き転換の支援を継続します。

一方、介護老人保健施設は従来、区内の医療法人等による整備が中心でしたが、現在では区外法人による施設整備も進みつつあります。

区は、このような状況を踏まえつつ、国が示した標準的な整備量である、高齢者人口の 1% の整備数を目標に整備を促進します。

また、介護老人保健施設の本来の役割である、急性期、回復期を経て在宅へ復帰するための中間施設としての機能を十分に果たすため、どのような支援が有効なのかを、介護サービス事業者や、その他関係機関等と連携しながら検討していきます。

《主な取り組み事業》

事業 9 介護老人保健施設の整備 【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
定員 816 人（8 施設）	未整備 整備予定 25 年度 264 人（3 施設） 26 年度 56 人（1 施設）	定員 1,476 人 新規整備 660 人分 / 26 年度

(3) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）

短期入所生活介護施設（ショートステイ）は、単独型の施設も一部あるものの、経営の困難さを踏まえ、特別養護老人ホーム整備の際の併設による整備を基本としています。

今後も、同様の方針による整備を推進し、特別養護老人ホーム整備目標数の 1 割程度を目指します。

《主な取り組み事業》

事業 10 短期入所生活介護施設（ショートステイ）の整備 【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
定員 226 人（22 施設）	新規 32 人（3 施設） 定員 258 人（25 施設） 整備予定 25 年度 17 人（3 施設） 26 年度 25 人（3 施設）	定員 288 人 新規整備 62 人分 / 26 年度

2 地域密着型サービス拠点の整備

(1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

小規模特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）については、制度創設以来整備されていないこともあり、整備目標は定めません。

社会福祉法人から整備の協議があった場合には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備目標数の範囲で整備を検討します。

《主な取り組み事業》

事業 11 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の整備

【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
未整備	未整備	事業 8 「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備」の枠組みの中で整備

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人に、家庭的な雰囲気でごさせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに家族負担の軽減を図るため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を進めます。

なお、整備にあたっては、小規模多機能型居宅介護との併設を基本とします。

《主な取り組み事業》

事業 12 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
定員 465 人（28 か所）	未整備 整備予定 25 年度 44 人（2 施設）	定員 573 人（34 か所） 新規整備 108 人分（6 か所） / 26 年度

グループホームの整備は、1 か所につき 2 ユニット（定員 18 人）を基本としますが、参入事業者の提案内容により、3 ユニット（定員 27 人）の整備を認めることがあり得るため、整備量（定員）は 573 人より増える可能性があります。

(3) 小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて利用者の自宅への「訪問」や事業所での「泊り」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護について、圏域間のバランスを考慮しながら整備を進めます。

《主な取り組み事業》

事業 13 小規模多機能型居宅介護の整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
定員 275 人（11 か所）	未整備 整備予定 25 年度 75 人（3 施設）	定員 425 人（17 か所） 新規整備 150 人分（6 か所） / 26 年度

(4) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症の人が、日帰りで事業所へ通い、入浴や排せつ、食事など日常生活上の介助などのサービスを提供することにより、認知症の症状を和らげるとともに家族負担の軽減を図るため、認知症対応型デイサービスセンターの整備を進めます。

《主な取り組み事業》

事業 14 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）の整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
定員 218 人（18 か所）	未整備 整備予定 25 年度 24 人（1 施設）	定員 290 人（23 か所） 新規整備 72 人分（5 か所） / 26 年度

(5) 夜間対応型訪問介護

サービスの利用状況や 24 時間定期巡回・随時対応サービス拠点の整備を踏まえ、新たな整備は行わず、利用促進について必要な支援を行います。

《主な取り組み事業》

事業 15 夜間対応型訪問介護の整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
2 か所	整備予定なし	2 か所 / 26 年度

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24 時間定期巡回・随時対応サービス）

介護保険法の改正により新たに導入されたサービスです。

日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回のサービスと利用者の通報による随時のサービスが、利用者の通報に応じて調整、対応するオペレーションサービスと組み合わせて提供されるサービスです。今後、国の動向や事業者の意向を踏まえつつ、整備促進に向けた検討を行います。

《主な取り組み事業》

事業 16 **新規** 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（24 時間定期巡回・随時対応サービス）の整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	4 か所 整備予定 25 年度 3 か所	8 か所 / 26 年度

(7) 複合型サービス

介護保険法の改正により新たに導入されたサービスです。

複合型サービスは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせる等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

今後、国の動向や事業者の意向を踏まえつつ、整備促進に向けた検討を行います。

《主な取り組み事業》

事業 17 **新規** 複合型サービスの整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	検討	検討

(参考) 第 5 期計画における日常生活圏域別 地域密着型サービス整備量

サービス種別	日常生活圏域	練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
事業 12 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	事業所数	3	1	1	1	6
	定員	54	18	18	18	108
事業 13 小規模多機能型居宅介護	事業所数	3	1	1	1	6
	定員	75	25	25	25	150
事業 14 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	事業所数	1	1	2	1	5
	定員	12	24	24	12	72
事業 16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (24 時間定期巡回・随時対応サービス)	事業所数	2	2	2	2	8

【評価】

1 介護保険施設等の整備

下記いずれの施設種別においても、平成 24 年度中に開設または整備中の計画があり、一定の進捗はあったと評価しています。

(1) 特別養護老人ホーム

定員 700 人の整備目標に対して、平成 24 年度中に新たに定員 227 人（2 施設）が開設されました。このほか、定員 325 人（6 施設）が整備中です。

(2) 介護老人保健施設

定員 660 人の整備目標に対して、平成 24 年度中の新規開設はありませんでしたが、定員 320 人（4 施設）が整備中です。

(3) 短期入所生活介護（ショートステイ）

定員 62 人の整備目標に対して、平成 24 年度中に新たに定員 32 人（3 施設）が開設されました。このほか、特別養護老人ホームの併設型施設として定員 42 人（6 施設）が整備中です。

2 地域密着型サービス拠点の整備

サービス種別により整備目標に対する進捗状況に差異が見られます。進捗が遅いサービス種別については、さらなる取り組みが必要です。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

整備目標は、広域型特別養護老人ホームの整備に含めています。平成 24 年度中は、新規の相談はありませんでした。

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）および小規模多機能型居宅介護

グループホームは、小規模多機能型居宅介護との併設を基本としながら定員 108 人の整備目標としています。また、小規模多機能型居宅介護は、定員 150 人を整備目標としています。いずれも、平成 24 年度中の新規開設はありませんでしたが、平成 25 年度中にグループホームは定員 44 人（2 施設）が、小規模多機能型居宅介護は定員 75 人（3 施設）が開設予定です。

(3) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

定員 72 人の整備目標に対して、平成 24 年度中の新規開設はありませんでしたが、平成 25 年度中に定員 24 人（1 施設）が開設予定です。

(4) 夜間対応型訪問介護および定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設に伴い、第 5 期計画では新規の整備計画はありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年度から新たに創設されたサービスですが、新たに 4 か所が開設されました。このほか、平成 25 年度中に 3 事業所が開設予定です。

(5) 複合型サービス

サービスに対する需要および事業者の参入動向が不明のため、第 5 期計画においては、

当初、整備を予定せず、必要性を検討することとしました。

なお、平成 24 年度中は、新規の整備についての相談はありませんでした。

【平成 25・26 年度の取組に向けて】

1 介護保険施設等の整備

(1) 特別養護老人ホーム

引き続き公募を実施し、整備促進を図ります。

特別養護老人ホームは、整備にあたり大規模な土地が必要となるため、事業者からの相談はあるものの、適切な土地の確保が困難な状況です。今後、公有地の活用を検討するほか、地権者からの相談にも積極的に対応し、事業者とのマッチングを図ることで、目標達成に取り組みます。

また、特別養護老人ホーム入所指針における、長期間におよぶ家族介護の負担の指数への反映について各施設との協議を行い、入所指針の改定を検討します。

(2) 介護老人保健施設

引き続き公募を実施し、整備促進を図ります。

平成 29 年度末を期限とする、介護療養病床の廃止について、介護老人保健施設への転換が円滑に図られるよう、国の動向を注視し、適切に事業者からの相談に応じていきます。

(3) 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム整備の際の併設を基本としていますが、単独型施設に関する相談も受けており、整備数が目標を超える見込みです。計画時に算定した給付量を超過する分については、他サービスの給付状況とのバランスを調整し、総給付量に影響を与えることのないように配慮します。

2 地域密着型サービス拠点の整備

(1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

今後も同様の方針を継続します。

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）および小規模多機能型居宅介護

整備目標に対し一定の進捗が見られたため、平成 25 年度も同様の方針で引き続き公募を実施し、整備促進を図ります。

(3) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

平成 25 年度も引き続き公募を実施し、整備促進を図ります。

単独での整備が困難なため、特別養護老人ホームや整備費補助金の加算が得られる他の地域密着型サービス拠点等との併設による整備について検討します。

(4) 夜間対応型訪問介護および定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護については、今後も整備予定はありません。

新サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、引き続きパンフレット等による区民への周知を行い、利用の促進を図ります。

(5) 複合型サービス

区民ニーズの分析および、事業者からの相談を踏まえ、整備の必要性について引き続き検討します。